

平成27年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成27年7月14日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成27年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成27年7月14日（火）

午後1時59分～午後3時53分

本庁舎6階 第二委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 報 告
 - (1) 保護樹木の健全度調査の実施状況について
 - (2) 新宿中央公園芝生広場の改良について
- 4 連絡事項
- 5 閉 会

○配付資料一覧

- 資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）
- 資料2 保護樹木等の指定及び解除について
- 資料3 保護樹木の健全度調査の実施状況について
- 資料4 新宿中央公園芝生広場の改良について
- 参考 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 参考 新宿区みどりの文化財（公有地樹木）指定要綱
- 参考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 参考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）
- 参考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）
- 参考 審議用資料（指定及び解除対象保護樹木の写真）（回収資料）

審議会委員 11名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	日南田 久 枝	委 員	武 山 昭 英

委員 渡 辺 芳 子

委員 小 池 玲 子

委員 越 野 明 子

委員 鶴 田 由美子

委員 黒 森 昭 夫

委員 福 田 雅 人

委員 椎 名 豊 勝

◎開会

みどり公園課長 きょうは暑い中、お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻より少し早いですけれども、皆様、おそろいになりましたので、第1回新宿区みどりの推進審議会、開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長、小野と申します。よろしくお願いいたします。前任、吉川課長が異動しまして、私、4月1日付でみどり公園課長になりました。改めてよろしくお願いいたします。

座らせて説明させていただきます。

本日は、現時点で、傍聴を希望される方はお見えになっておりませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。

また、資料につきましては、審議用資料の指定及び解除対象保護樹木の写真以外は公開とさせていただきます。回収資料以外につきましては、お持ち帰りを可能ということにさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、改めまして平成27年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関となっております。

本日の会議は、16時を目途に終了したいと考えております。本日は、御審議いただく保護樹木の指定案件が多くなっております。円滑なご審議にご協力をお願いいたします。

なお、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開をさせていただきます。あらかじめ御了承ください。

ここで、マイクの使用方法について御説明させていただきます。御発言の際には、お手元の4番のボタンを押していただき、終わりましたら5番を押していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これより議事進行を熊谷会長にお渡しさせていただきます。よろしくお

願います。

熊谷会長 かしこまりました。

それでは、平成27年度第1回目の新宿区みどりの推進審議会を開催いたします。

先ほど御紹介ありましたように、新しく小野課長がみどり公園課のほうに来られまして、また本年度も審議委員の皆様、よろしくお願いいたします。

初めに、事務局より本日の出席状況について報告をお願いします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員、斎藤委員、渋谷委員、藤田委員から欠席の御連絡をいただいています。このため、本日は15名中11名の出席により、過半数以上ですので、審議会は成立しております。よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

次に、本日の資料について事務局より説明をお願いします。

みどり公園課長 それでは、お手元にございます資料について確認をお願いします。

まず、議事次第、A4、1枚。それから、資料1としまして、みどりの推進審議会の名簿。それから、資料2につきまして、保護樹木等の指定及び解除についての1枚。それから、資料3、保護樹木の健全度調査の実施状況について、3枚つづりになってございます。それから、資料4といたしまして、新宿中央公園芝生広場の改良について、A4、4枚つづりになってございます。

それから、参考としまして、新宿区みどりの条例及び同施行規則、それと新宿区みどりの文化財指定要綱です。その次が、みどりの文化財のガイドブック、小冊子になってございます。次が新宿区みどりの基本計画、冊子です。それと、みどりの実態調査報告書、第7次の報告書です。最後に、審議会資料としまして、指定及び解除対象保護樹木の写真、A4のサイズ、5枚つづりになってございます。

ございますでしょうか。

なお、最後の3つ、みどりの基本計画、みどりの実態調査報告書、審議会用資料は、回収資料とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

確認は以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事を始めさせていただきます。

初めに、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 本日の審議事項であります保護樹木等の指定及び解除について、御説明させていただきます。

今回はご審議いただく指定本数が、45本と多うございます。内訳でございますが、民有地44本のほか、公有地1本について、所有者のほうから指定の同意をいただいております。また、指定解除につきましても3本がございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

詳細につきましては、担当者から説明をさせていただきます。

事務局担当 担当の横山です。私のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。

では、平成27年2月5日から7月14日までに、公有地及び民有地の保護樹木等の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明いたします。

公有地保護樹木は、指定同意件数は1件、指定本数は1本です。民有地の保護樹木は、指定同意件数7件、指定本数が44本です。指定解除届け出件数は3件、解除本数が3本です。保護樹林、保護生垣は指定・解除ともに案件はございません。

最初に、保護樹木の指定解除について御説明いたします。

1件目は、下落合二丁目のサトザクラです。車の接触により、樹木が傾き、倒木の危険性が高かったため、急遽伐採となりました。

2件目は、河田町の東京女子医科大学のソメイヨシノです。樹勢が衰え、枯死してしまったため伐採となりました。

3件目は、中落合一丁目のヒマラヤスギです。根元の腐朽が進み、短期間で傾きに変化が見られたため、解除の申し出がなされました。

では、1件目から御説明いたします。

場所は、下落合二丁目です。こちらですね。住宅の擁壁の上に生育しているサトザクラで、指定年度が昭和61年度、幹回り1.68メートル、高さ5.7メートルです。道路に面して生育しており、トラックが対向車とすれ違う際に、サトザクラと接触したまま進んでしまった結果、傾きが増してしまい、倒木の危険性が高まってしまいました。今、中央の丸のついているところが、こちらですね、トラックと接触してしまった箇所です。配置図で示すと、このよう

な形で、こちらですね、赤で示しているのがトラックで、これが左へ向かっていて、青の対向車が右へ進む際、トラックがサトザクラのほうに寄って進んだため、接触してしまったということでした。接触直後の様子です。樹木は、擁壁に寄りかかるような形になっており、木くずが出ていました。また、樹木の重みで擁壁の目地に裂け目が生じており、倒木すると擁壁も壊してしまう可能性があり、大変危険な状態でした。そのため、伐採を考えたほうがよい旨、所有者に伝えましたが、御主人の誕生記念樹でもあるサトザクラにかなりの思い入れがあり、何とか残したいとおっしゃっていました。区は、カラーコーンを設置して、危険であることを周知し、所有者のお答えを待つ形になりました。約2週間後、現地を訪れたところ、この左の写真ですね、支柱が設置されていまして、擁壁の補修が行われていました。所有者の御家族から、花が終わってから伐採しようと考えている旨、伺いました。5月の中旬に、所有者の娘さんから花が終わったので伐採したと連絡があり、解除の申出書が提出されました。右側の写真が、撤去後の状況になっております。また、別の中木の木が植えられている状態になっております。当該樹木は、去年の10月に樹木が傾いてきている気がして心配なので見てほしいと連絡が入り、11月に腐朽診断をしたものでした。生え際にコフキタケがありまして、空洞率が30.4%、撤去が望ましいという結果が出ていました。原因の1つとしては、2メートル近く深植えになっている状態になっていまして、右下の写真を見ていただくとわかると思うんですけども、ここの赤線のところが根元の位置でして、ここから擁壁のここまでが土で埋まっています。もともとはここから木が生えている状態だったんですけども、ここの所有者の方がマンションを建てる際に擁壁をつくったとき、ここまで埋めてしまったということでした。造園業者と相談して、ちょっと見づらいんですけども、青線で引いてあるところですね、ここにロープをして支柱をすることが、倒木を妨げる唯一の方策かなと話していて、結論としてはこの支柱が方法としてあると思うというふうに所有者に話したところ、家族に相談してみますということで、決断を迷っている中、車との接触が起きてしまいました。

では、次にまいります。2件目についてです。

場所が河田町です。河田町にあります東京女子医科大学のソメイヨシノです。こちらは指定年度が平成9年度、幹回りが1.4メートル、高さが2メートルでした。かなり短い高さになっております。以前から調子がよくなかったのですが、5月に大学職員から枯れているようなので見てほしいと連絡がありました。連絡が来た翌日に現地に行ったのですが、ちょうどその日が敷地内の剪定作業日でした。造園業者が危険と判断し、伐採した直後でした。葉

っぱですね、1枚も出ておらず枯死している状況です。その後、解除の申出書が大学のほうから提出されました。

次、3件目、まいります。

場所が中落合一丁目です。指定年度が、平成22年度、幹回り1.73メートル、高さ12メートルのヒマラヤスギです。マンションの入り口通路に生育しています。6月中旬に樹木が傾いてきたので、見に来てほしいと連絡があり、当日に現地を確認しました。所有者によると、自分の部屋から見ていた向かい側のアパートの窓が見えなくなったということでした。また、根元の土にひびが入っており、危険であると判断し、すぐにでも伐採作業を行ったほうがよいと伝えました。当該樹木は、平成25年に根株の精密診断を行っており、そのときはおおむね健全との判断でした。剪定を定期的に行い、頭部が重くならないよう注意すること、及びインターロッキングで根元が詰まっていたので、生育区域を広げるよう指導していましたが、所有者も2年に一度剪定しており、生育区域を広げる努力をさせていただいておりましたが、このような結果になってしまいました。先週なんですけれども、管理人の方から電話があり、7月3日の夜に倒木してしまったと連絡がありました。

では、解除案件についての御説明は以上です。

樹林及び生垣の解除はございません。

続きまして、保護樹木の指定同意の届け出があった案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全で、かつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象にしております。対象樹木は、全て合わせて7件、44本です。

1件目は、下落合四丁目の薬王院です。サワラのほかに25本が指定対象となっております。

2件目は、西落合一丁目の自性院です。タイサンボクのほか4本が指定対象となっております。

この上記2件は、健全度調査を行った際に見つけた指定対象樹木です。

続いて、3件目です。西早稲田一丁目のマンションの周りにある樹木で、ケヤキのほかに5本あります。

4件目も、同じく西早稲田一丁目のマンションの樹木で、ケヤキのほかに2本、対象樹木がございます。

5件目です。場所は河田町で、エノキのほかに1本あります。

6件目は、新宿一丁目にありますソメイヨシノです。

7件目は、大京町のブナです。

では、1件目から御説明します。

下落合四丁目の薬王院です。場所は、こちらです。去年の10月から数回にわたり薬王院の健全度調査を行った結果、新たに基準を上回る樹木が全部で26本ありました。所有者に報告したところ、全て指定の同意が得られました。本数が多いため、配付しております参考資料の指定及び解除対象保護樹木の写真もあわせて御確認ください。

まず、1-1、サワラ、幹回りが1.66メートル、高さが15メートルです。1-2、サワラ、こちら幹回りが1.4メートル、高さが14メートル。1-3、サンゴジュ、幹回り1.61メートル、高さが7.4メートル。1-4、ケヤキ、幹回り2.47メートル、高さが18メートルです。4本とも樹勢は良好で、1-1のサワラは入り口にありまして、美しい円錐形に仕立てられております。1-3のサンゴジュも、葉の食害がほとんどないような状況です。

続いて、1-5、ケヤキ、幹回りが1.87メートル、高さが16メートル。1-6、イヌマキ、幹回りが1.21メートル、高さが11メートル。1-7、ケヤキが、幹回り1.59メートル、高さが11メートル。1-8、ケヤキが、幹回り2.44メートル、高さが16メートルです。こちらも全て目立つ腐朽はなく、樹勢は良好です。1-8のケヤキは、特にほうき状で樹形が美しいような状況です。

続きまして、1-9、ケヤキ、幹回りが1.74メートル、高さが15メートル。1-10、アカマツ、幹回りが1.51メートル、高さが6.4メートル。1-11、モッコク、幹回りが1.2メートル、高さが6.4メートルです。1-10のアカマツは、よく手入れがなされており、良好な樹形が保たれています。

続きまして、1-12、アカマツ、幹回りが1.62メートル、高さが7.36メートル。1-13、コブシが、幹回り1.3メートル、高さが10.5メートル。1-14、クロマツ、幹回りが1.6メートル、高さが14メートル。1-15、ケヤキが、幹回り2.1メートル、高さが15メートルです。4本全て樹勢良好です。1-12のアカマツは、先ほど前のページでもありましたアカマツと同じように、よく手入れがなされておりました。

続きまして、1-16、ヒマラヤスギです。幹回り1.76メートル、高さが19メートル。1-17、クロマツが、幹回り1.6メートル、高さが15メートル。1-18、スダジイが、幹回り1.64メートル、高さが11メートル。1-19、ヒマラヤスギが、幹回り1.84メートル、高さが13メートルです。全体的に、こちら樹勢は良好ですけれども、自然樹形になっておりまして、下枝が余りないような状態です。

続きまして、1-20、ケヤキです。幹回り2.62メートル、高さが18メートル。1-21、ケヤキ、幹回りが1.7メートル、高さが15メートル。1-22、アカマツ、幹回りが2.16メートル、高さが15メートル。1-23、シラカシが、幹回り1.58メートル、高さが18メートルとなっております。こちらも樹勢は良好でありますけれども、先ほどと同じように自然樹形となっております。1-20のケヤキは、隣接している下落合野鳥の森公園からも見るができます。

続きまして、1-24、シラカシ、幹回り1.71メートル、高さが18メートル。1-25、シラカシが、幹回り1.58メートル、高さが18メートル。1-26、ケヤキが、幹回り2.54メートル、高さが18メートルです。1-26は、道路からも確認ができまして、歩行者も認識しやすい大木のケヤキになっています。

以上で、薬王院の対象樹木は全て御紹介いたしました。造園業者が年中入っている状況でして、人通りのある箇所は特にきれいに剪定がされているような状態でした。

では、2件目にまいります。

場所は、西落合一丁目の自性院です。薬王院と同様、健全度調査を行った結果、新たに基準を上回る樹木が全部で5本ありました。所有者に報告したところ、全て指定の同意が得られました。こちら、配付しております参考資料の指定及び解除対象保護樹木の写真もあわせて御確認ください。

2-1、タイサンボク。2本の株立ちで、それぞれ1.27メートル、1.23メートルです。合計に0.7を掛けまして1.75メートルが幹回りとなっております。高さは10メートルです。2-2、キンモクセイ。4本の株立ちで、それぞれ0.66メートル、0.71メートル、0.87メートル、0.83メートルです。合計に0.7を掛けまして2.14メートルが幹回りとなっております。高さ7.3メートルです。2-3、サトザクラ、幹回りが1.75メートル、高さが7.14メートルです。続いて、2-4、ムクロジ、幹回り1.32メートル、高さが7.14メートルです。2-5、サトザクラが、幹回り1.67メートル、高さが5メートルです。

この自性院の5本、全て樹勢良好で、2-5のサトザクラは正門の左に位置しておりまして、花の時期は特に目立っており、自性院の雰囲気をもたらしよくしている樹木になっていました。

続きまして、3件目です。

場所は、西早稲田一丁目です。マンション管理会社の方から、保護樹木制度についてのお問い合わせがありました。現地を確認したところ、合計で6本の樹木が指定の対象となりま

す。

3-1、ケヤキ、幹回りが1.74メートル、高さが12メートル。3-2、ケヤキ、幹回りが1.33メートル、高さが12メートル。3-3、クスノキ、幹回りが1.4メートル、高さが10メートルです。3-4、ケヤキが、幹回り1.31メートル、高さが11メートル。3-5、ケヤキ、幹回りが1.22メートル、高さが13メートル。3-6、クスノキが、幹回り1.28メートル、高さが10メートルです。

以上、6本、全て樹勢良好で、手入れも定期的に行っているということでした。

続きまして、4件目、御説明いたします。

場所は、先ほどと同じく西早稲田一丁目です。こちらでもマンション管理会社の方からお問い合わせがあり、現地を確認したところ、合計で3本の樹木が指定の対象でした。

4-1、ケヤキ、幹回りが1.62メートル、高さ14メートル。4-2、オオシマザクラ、幹回り1.29メートル、高さ10.5メートル。4-3、クスノキ、幹回り1.32メートル、高さ9.2メートル。全て樹勢良好ですが、4-1のケヤキは特に樹形が美しく、根張りもよく、今後は特別保護樹木の候補としても視野に入れていきたいなと思っております。

続いて、5件目です。

場所は、河田町です。個人宅のお庭に生育しているエノキとセンダンです。エノキは、幹回り2.17メートル、高さが17メートルです。センダンは、幹回り2.0メートル、高さが15メートルです。以前から大きな樹木があることは認識しており、保護樹木制度について、こちらからお話に行きたいなと思っていたところ、所有者の方から自分の家の樹木は指定対象にならないかと御相談をいただきました。エノキは、根張りもよく、樹勢良好です。ただ、枝が伸びて道路側に越境して隣の家のほうまでいってしまっています。特に近隣の方から苦情は来てないということでした。続いて、センダンです。こちらでも道路へ枝が越境しております。エノキにより、日照が不足していますが、樹勢は良好です。形を整えるためにも、エノキ、センダンともに剪定を進めていきたいなと思っております。

続きまして、6件目です。

場所は、新宿一丁目です。駐車場内に生育しているソメイヨシノで、幹回りが2.13メートル、高さが7.43メートルです。地元の方にも大切に思われているソメイヨシノで、子孫を残す方法はないかというお問い合わせを去年の1月にいただきました。挿し穂の技術を持っている団体を紹介し、やりとりが一度終わりましたが、樹形のよいソメイヨシノだったため、去年の5月に保護樹木に指定できないだろうかと課内で話し合いを行いました。開花

しますと、右の写真のようにととても見事です。都心では余り見られない、横に枝が張っている樹形をしています。写真で見ていただくとおわかりになると思いますが、区道にかなり枝が出ています。そのため道路課とも協議をしまして、指定の依頼を行うという決断になりまして、所有者の方に御説明に上がりました。御相談したところ、少し考えさせてほしいと言われ、お答えをしばらく待っていましたところ、1年後、ことしの6月なんですけれども、1年たってお気持ちをいただきまして、指定同意書を御提出いただきました。

最後の7件目です。

場所は、大京町です。個人宅に生育しているブナで、2本の株立ちです。幹回りは、それぞれ1.29メートル、もう片方が1.18メートルです。合計に0.7を掛けまして1.72メートルが幹回りとなっております。高さが12メートルです。ここのお宅には、既に全長30メートルの保護生垣があります。このブナは、もともと所有者の育てていた盆栽を庭に植えたものだそうです。別々の幹が、時間の経過で一緒になったと思われまふ。遠くから見てもすぐわかる大きさになっています。また、数年前に実がなったということで、乾燥させてあるものを見せていただきました。とても樹木を大切にされているようでした。こちらは参考なんですけれども、保護生垣の現在の様子です。ベニカナメモチの生垣で、生育良好でした。

以上で、保護樹木の指定についての御説明を終わります。

樹林、生垣の指定はございません。

では、最後になります。公有地の保護樹木、指定同意の届け出があった案件について御説明いたします。

場所は、戸山一丁目にあります国立国際医療研究センターです。敷地西側に生育しているケヤキで、幹回りが4.86メートル、高さが17メートルです。新宿御苑内のものを除けば、区内最大のケヤキです。保護樹木に指定させてほしい旨、センターの担当者の方をお願いに伺ったところ、内部で検討してくださり、最終的に快諾していただきました。遠くから見ても、かなりの大木であることがわかります。高さ2.5メートルほどの位置で、幹が5本に分かれており、枝の一部が腐朽しております。ちょっとこの赤の丸がついている、このあたりですね。拡大したものが、これです。また、東側、1.2メートルの高さにコフキタケの子実体があります。古いケヤキのため、腐朽やキノコはありますが、現在は樹勢もよく、葉の茂りもよいため、今回、指定対象樹木として上げさせていただきました。

では、指定の同意及び指定解除の届け出があったものは以上になります。

なお、本日、御説明いたしました保護樹木等の指定及び解除を御承認いただきますと、公

有地の保護樹木は、件数が1件、本数が1本ふえまして、2件、2本となります。民有地の保護樹木は、件数が3件、本数が41本ふえまして、合計274件、1,123本となります。

樹林、生垣はともに変更はございません。

以上で、説明を終わります。照明をお願いします。

みどりの係長 済みません、ただ今の報告で事務局から1点だけ、訂正させていただきます。

3番目に御紹介しました西早稲田一丁目のマンションの保護樹木なのですが、先ほど新宿区内の案内図のプロットしたところの位置が少し違っておりました、大変恐縮でございます。案内図そのものの住宅地図のほうはそのままですので、済みません、御了承ください。

失礼いたしました。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をしていただきました保護樹木の解除と指定について、何か御質問なり、御意見ございますでしょうか。

はい、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 すごく役所の方が一生懸命回られたというのがよくわかります。こんなに一遍に樹木の保護、保護樹木ですか、申請があったのは、私、審議会の委員になって初めてでございますけれども、この解除の3つの例を見ますと、何か本当にへとへとになるまで解除しないで、危ない寸前で解除になっていますよね。ですから、何か今、ちょっとたくさんのお木を、保護樹木ということで御登録ということでしたんですが、何か解除するときにはもうちょっと早目ということ、何か申し上げておくのも必要なんじゃないかなということを感じます。率直に感じましたので。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。

今、渡辺委員がおっしゃいましたけれども、この審議会も、ただいま12期ですから、たまたま私と副会長、最初からでしたかね、24年間で44本の指定樹木の申し出があったというのは初めてだと思います。それも、44件の方じゃなくて、3件ですか、主には薬王院の26本ですけれども、それと同時に44本の指定があつて、さらには公有地のほうからもあつたと。これは多分に渡辺委員の言われたように、事務局の大変熱心な調査と、それから所有者への説明があつたに違いないと思いますし、またそれに対して大変所有者の方が、理解と、それから見識が大変あつて、新宿区はすばらしいなというふうには実は思いましたけれども、それはほかには考えられないでしょうね。事務局のほうで一生懸命努力されたから、今回これだけ

の成果が上がったということで。ということは、今まで何もしてなかったということでは…
…。ちょっと冗談ですけども、それなりの努力をしていただければ本当に成果が上がるの
で、新宿区の区民の方々の本当に見識とか、問題意識とか、そういうのが高いなというふう
に、みどりに関してですね、思いました。

それと、先ほどの解除のほうの例については、いかがでしょうか、ほかの委員のほうから。
特に椎名委員は、多分……

椎名委員 いろいろお聞きしたいこともありますので。

熊谷会長 はい、どうぞよろしくお願いたします。

椎名委員 この1番の下落合二丁目のサトザクラですけども、これ先ほどの説明ですと、幾
つかの問題があるのかなというふうに思いますね。まず道路との境界ですので、どうも一般
区道の場合、建築限界線というものがあるのかどうかという問題があると思うんですね。そ
のときに、指定樹木が建築限界線を侵して枝が出た場合に、誰が判断して、誰がやるのか
と。持ち主の方に、建築限界線、街路樹じゃないですからね、ちょっと言いづらいですよ。
そここのところを何かしてやらないと、持ち主の方もわからないし、もう一つは、持ち主の方
にやらせるというのは、どうなのかなという問題がありますね。

それと、先ほどの説明だと、衝突してから、それ以後、傾いたのか、それとも衝突の衝撃
で倒れそうになったのかと、ちょっとよくわからなかったんですね。衝突が原因で、何か傾
いて建築限界線みたいのを、まあ最初から侵してたことは事実なんですけれども、それが原
因でなったのかとかいうのがちょっとわからないですね、そこら辺がちょっと。まあ、連携
は素晴らしいと思いますね。事前にちゃんと情報把握して、それで連携よく対策も立てられ
て、持ち主の方がそれについて判断して、最終的には伐採ということですので、それにつ
いてはもう安全という面からいえば、もうこれすごく連携がうまくいっていますよね。

ただ、渡辺委員おっしゃるように、余りにも水際すぎてね、すごく区民生活上はちょっと
心配かなという分は、区民の方、お持ちなのかなと思います。そういうことも……。それが、
1つと。

それから、この河田町のソメイヨシノの経緯がちょっとわからなかったですね。これ、も
う最初から枯れてたのかという感じがしますけれども。それと、ヒマラヤスギも、これも急
に傾いていますね。確かに根の腐朽の場合は、非常に診断しづらいんですよ。ですから、
そういうレアケースの例かなというふうには思うんですけども、すごくよく管理されてい
ましたね、あのヒマラヤスギね。ここまで剪定してやっていたらよかったんですから。ちょ

っと残念ですよ、これだけきれいにやってらしたので。これもやっぱり、区の対応としてはこれ以上ないのかなど。逆に言えば、これは持ち主の方というんですかね、見てて、窓が見えなくなったというふうなお話でしたので、そういう関心のある方が、周りでモニタリングしていただいていたというので、これはすごくいい例だと思いますけれども。でも多くなると、こういう例がすごくふえてきて、保護樹木ってすごい区民の生活安全上、とても重要な、安全確保のための重要な仕事というようなことを、区民の方にも理解していただくいいチャンスであると思いますけれども、しっかりやらないといけないなと思います。

その点で、1番と2番、もうちょっと説明をお願いします。

事務局担当 済みません、担当、横山から説明させていただきます。

まず、1番のサトザクラですね。こちらなんですけれども、去年の10月にお電話をいただいたときには少し傾いておりました。所有者の方も、ちょっと心配なので何かやりようがないだろうかということで御相談いただいていたので、ではちょっと支援のほうで診断をしてみようということで、出た結果がこちらで、できれば撤去が望ましいということだったので、まあ危ないですし、さすがにこのままにするというのはまずいと思いますということをお所有者の方に御説明しまして、今、映っているところが、所有者の方のマンション、所有のマンションでして、造園業者と相談したんですけれども、ここのはりのところに、ちょっとコブラという太目のロープを巻いて支柱を、もう片方、こちらのほうに引き込み柱があって、ここもちょっと強度を調べないと難しいかもしれないと言っていたんですけれども、この2点で支柱をとれば何とか、倒木まではいかないんじゃないかということで話をしていたので、所有者の方にも話をしたんですけれども、さすがにちょっと見た目が余りよくなりますので、考えたいということでしばらく時間を置いていたところ、車が接触してしまったということでした。御主人、亡くなってしまったんですけれども、御主人の誕生記念樹だったので伐採はかなり拒まれて、擁壁が壊れかけても反対なさっていたんですね。私たちのほうも、結構説得して、造園業者のほうからも専門的な目から話をしてもらったんですけれども、家族の方もなかなか説得し切れず、とりあえずお花を見るまでもたせようということで、御自身で判断されたようで、次に行ったときは支柱が設置されていたという状況でした。

熊谷会長 先ほど御質問のあったトラックとの関係はどうなって。トラックがぶつかる前からかなりもう倒れてきてて、そこにトラックがぶつかったのか、トラックがぶつかったことによって急に倒れがひどくなったのか。

事務局担当 そうです。トラックがぶつかったことによって、さらに傾きが増しました。それ

までは、まだそこまでじゃなかったんですけども、ただ建築限界のところを言うと、恐らく車が建築限界より高いところでないと思いますので、間違いなく傾いてはいたんですけども、こちら道路が区道なんですけど、幅員が5.6メートルありまして、結構幅があったので今までは通る方が様子を見ながらうまくすれ違ったと思うんですけども、今回ちょっとトラックの背の高い車がありまして、サクラに余り気づいてなくて、ぶつかったのにも気づいていなかったの、さわった状態で進んでしまって、しっかり傾いてしまったという形です。

熊谷会長 　　というか、この写真から、ちょっと私、わからないんですけども、これはマンションに並行には何か傾いているけれども、道路側にうんと傾いてたんですか。

事務局担当 　道路側にはないですね。

熊谷会長 　道路側に傾いてなくて、トラックが当たるといのは、ちょっとよくわからないんですけども。道路のほうにかなり出て。あと、方位はどうなっているんですか。

事務局担当 　方位はですね……

熊谷会長 　普通、樹木はほっとくと大体南か東のほうへどんどん、ほっといても光を求めて曲がっていくというか。特に塀際に植えておくと、大体の樹木が塀を押してくるんですよ、東とか南に塀があると。だから、注意する方は、できるだけそこと離して植えるんですけども、いろんな状況で後から塀をつけたり、あるいは擁壁をつけたりすると、南側にどんどん樹木が旺盛にそっちへ伸びていくので。

それと、これは椎名先生に聞いたほうがいいのかと思うんですけども、あれだけ立派なサトザクラだったら、曲がっている部分、思い切り剪定というか、強剪定して、もとを残すと、そこからまた復活してくるような気もしない。どうなんですかね。そういう残し方も、多分……

椎名委員 　やむを得ないでしょうね。きっとこの絵の真ん中の丸、二重丸の真ん中のほうの。あそこに太い枝が出てたんじゃないですか。

熊谷会長 　それが道路側にね。

椎名委員 　それが道路側に出てたんじゃないんですか。そこにぶつかってじゃないですか。

事務局担当 　ではなかったと思いますね。

椎名委員 　あの丸は何ですか。丸は。

事務局担当 　トラックと接触したところで……

椎名委員 　もう枝は出てない。

事務局担当 　枝は出てないですね。

椎名委員 枝はあったんですか。

事務局担当 枝は……

椎名委員 わからないですか。

熊谷会長 あそこへトラックがぶつかるというのはね、今、椎名先生が言われたように、私もちょっと納得いかない。あそこから、こう枝が出ててね、幹が。

椎名委員 じゃ、あの幹にぶつかったということ。

事務局担当 そうです、幹に。

椎名委員 幹が道路側にこうなっているんですかね。少しぶつかったことによって、回転しているんですね。そうすると、幹にぶつかったっていうことは、恐らく傾きが進行したんじゃないですか。これは誰もわからないですよ。逆に言うと時間の経緯の中で知らないかわからないので、恐らく傾きが。先ほど2メートルの盛り土とおっしゃっていましたよね。2メートルの盛り土をやると、こういう状況で傾いてくる可能性もありますね。まあ、これはこれとして、逆に言うと指定樹木で、こういう条件のところというのを、やっぱり注意深く見なきゃいけないのかなという問題が、ちょっとこれで出てきたのかなと思いますね。トラックの人も、損害賠償みたいな話で、どういうふうになったのか知りませんが、他人の所有物にぶつけちゃうとか、やはりこれは加害者ですからね、トラックの運転手も。ただ、指定樹木だと、そう言うてはなんですけれども、区の問題も免れないのかなという若干気もしますのでね、新宿、交通が頻繁ですので、こういう生活用のあれというのをきちっと守って、樹木も人間も安全にするように何かせざるを得ないのかなという気がしますね。そういう点では、指定木どんどんふえると思うんですね、今こういう状況ですから。その中で、こういうことというのは起きてくるのかなと。特に、後で2メートルの盛り土をした、マンションをつくる時に2メートルの盛り土をしたという話があったでしょう、これが最大の原因ですよ、恐らくこれが。まあ所有者の方が埋めたんですからとやかくはないんですけれども、建築業者が埋めたんですかね。マンション建てた時は指定樹木だったんですか。

事務局担当 昭和61年に保護指定されているので、ちょっとわからないですけども、建て替える前の家屋の状態指定されていた可能性はあります。

みどり公園課長 ここの方の亡くなられた旦那様が産まれたときの誕生記念樹ということは相当前からあったと思います。ですので、この今のマンションの形、ちょっと昔、一戸建てだったかわかりませんが、多分、昔からあったので、やっぱりそういう意味でこのマンションによって、相当、2メートル近く盛り土して、もう形態も大分、庭の様子も全く多分、

当時とは違う状況になっていたのかなと思います。

椎名委員 隣にある、あれは指定樹木じゃないから関係ないか。

事務局担当 あれはお隣の敷地なんですけれども、あれもいいなと思っております。

椎名委員 何か、安全の問題と、それから指定樹木の生育条件の変更というんですかね、2メートルの盛り土をして、その中に生きなきゃいけないような状況という、もう一つの部分について、まあ指定樹木であったときに、そういう変更がなされたということについて、何かそういう情報というのが区のほうにないといけないでしょうね、きっとこれは。かなり難しいですけども。難しいけれども、新宿、どんどんビルができますよね。容積率なんかどんどんよくなっているはずですから、どんどんビルが建つ。それで、建てかえ。そのときにある樹木を残すというのは、一つのすごく所有者の方の善意ではあるわけですね、すばらしい。でも、そのときに生育状況が変わってしまうと、指定樹木のね。そういう問題を含んでいますね。生育状況、恐らく昭和60年以降の建物ではないかと私は思いますね。打ちっ放しなんで、うまく字なんかも入れられていますのでね。あれ見ると、最新の技術という感じします。だから、これはこれとしてむしろ、そういう建てかえのときの、まあそこまで、でも制限するわけにいかないんですけども。ただ、2メートルの盛り土というのは、我々、専門的にやっている者にとっては、生育条件、物すごく変わったと言わざるを得ないですね、この木にとって。そういうことをどうするかという問題提起の事例かなと思いますね。

みどりの係長 済みません、この件に関しては、この後、例えばこのマンションの建築というのは多分、後だと思しますので、そのときの建築計画の概要とか、そのときに我々、どういう、何かしたかちょっと確認をいたします。あと、また今後もそういった建築計画のとき、もともと保護樹木の家がある場合、そういった形で盛り土しない、そういった作り方ですね、その辺も、ちょっと今回の例を反省で、ちょっと調べてやっていきたいと思っております。

椎名委員 確認申請は、あれですかね、そうか今は建築事務所でもできますものね。そうですね、特定行政庁は役所だけじゃないですからね。なかなか本数が多くなると、こういう事例はすごく多くなるのかなと思いますね。区役所がうまく、公園部門がうまく対応したから安全に対応できたので、そういう点ではよかったですけれども。

熊谷会長 私がちょっと口出すのもいけないんでしょうけれども、この24年間ずっと、この審議会の議論を聞かせていただいて、大体はマンションを建てられるときに、保護樹木だろうと何だろうと、まず伐採しちゃうんですよ。伐採してから建てて、計画を立てて、ですからマンションを建てるということを条件に、大体邪魔になるので指定解除と、こういう案件

ばかり出てきてたと思います。

それで、このように保護樹木、多分なさったと思いますけれども、これを全く指定解除せずに生かして、マンションを建てられて、さらにその後もできるだけ持ち主の方が大事に管理していただいてきて、ここでちょっとしたアクシデントがあって、トラックの事故がありましたけれども、それでもまだ何とか保護樹木を保護していこうというような、そういう所有者の方って、私はそんなにたくさんいらっしやらないで、まさに審議会にとっては神様みたいな方なので、その方にどういうふうに区として、区のみどりの担当として対応するかというのは、私、大変大事な問題だと思いますし、これはこれなりの支柱で支えたり、あるいはワイヤーか何かで引っ張ったり、それから擁壁を直したり、かなりの所有者の金銭的な負担を負われているので、そういうことに対しても、何となく区が全く責任がないのかあるのか、保護樹木を指定しているのは一応区ですので、できるだけその辺のあたりを所有者の方に、十分に理解といいますか、説明をしていただいて、この場合はあれでしょう、どっちかという区の方で解除したほうが良いという形にしたんじゃないですか。そこが私は気になっているんだ。所有者のほうが、こうやって頑張りましたけれども、でも解除しますって出てきた案件だったらなんですけれども、そこまで頑張っていらっしゃるのに、一銭の金も出さなきゃ、技術的なあれも、特に手当しないで、解除しちゃいましょうって、こういうふうだね。そんなことはないけれども、多分そういうふうにとられた場合に、大変、担当している皆さんとか審議会にとっては不本意なので、こういう案件というのは本当に大事にして、私はそこまで頑張って今まで保護樹木を支えてきた方に対しては、何らかの審議会として何か、表彰までいかないですけれども、区のみどりに対して御協力いただいたことに対して、何かあってもいいかなぐらいには思っています。その辺が、多分、最初の渡辺委員の御発言だと思うんですけれども、こういう方が中にはたくさんいらっしやるので、そういう方に誤解のないような、あるいはそういう温かな気持ちを無にしないようにするには、多分、椎名委員が言われたように、通常から、その建てかえ時とか、あるいは道路拡張時とか、いろんな区か、そういうところの公共的な工事とか建てかえとか何か、そういうことに常に保護樹木がチェックしてあれば、何らかの情報を所有者の方とやりとりできるように、常に見て歩くと大変でしょうから、何かそういう場合には、常に所有者の方からみどりの課に問い合わせいただくとか、そんなふうにしていただければと思いますね。

椎名委員 これが、もし事前に、マンションを建てて、この2メートルの盛り土というのがわかっていれば、この塀がありますから、この塀のところ、木の外側というのかな、擁壁を

立てて、その地盤を同じにしておけば、かなり今回の事故は防げたんですよ。ですから、この中にもう一つ擁壁をつくって、木を同じ地盤のままで生育させるように、水抜きとかやんなきゃいけないですけども、技術的な問題はありますけれども、そういうふうになれば、この建築時に、それを保護することが、将来の保護をすることができたんですよ。

この人は、これ一生懸命生かそうとしているわけです。ところが、自分としては情報がなから、こうせざるを得なかったんですよ。だから、すごくかわいそうですよ。もし、恐らく区の方に話があれば、区の方の樹木医さんとかいらっしゃいますから、そういうお話したと思うんですよ。私の立場からいえば、この中に周りを、擁壁を建てて、在来の地面と同じにしておけば、生存率はかなりよく上がりますね。今回、こういうふうにならなかったと思いますね。別にどこが悪いという話じゃないですけども、この人がこれだけ一生懸命生かそうと思っている気持ちからいえば、そのときにあったらすばらしかったかなというふうに思いますね。

熊谷会長 そういう場合には、その二重に擁壁する場合の工事費の全額もしくは2分の1は区で持つと、支援としては、そういうふうに多分できると思うんですよ。実際には、移植する場合のある程度の上限がありますけれども、そういう費用も出しますし、それと同じように保護樹木を守るためのいろいろな工事については、多少か、場合によっては、金額によっては全額まで補助するというのであれば、所有者の方も気軽に相談に、こちらに相談かけてくれるようになりますし、何かそんなことを今の時代では十分できるような気がしますので、何かそういう場合には、樹木医が担当の方と、難しい場合は椎名委員にお出ましいたいて現場を見ていただくというのがよろしいんじゃないでしょうかね。

どうぞ、どうぞ。

鶴田委員 先ほど委員長からも、すごく所有者の方のお気持ちがすごく伝わってくる案件だったと思うんですよ。今回、残念ながら、その指定解除で伐採になりましたけれども、これからこういう高齢の樹木の指定解除で、そういう安全性の面から何かで、どうしても指定解除ということになる場合などで、委員会名でもいいかと思うんですけども、小さな感謝状とか貢献状みたいなものを差し上げるとか、ずっと記録されている写真なんかもあると思うので、それを使ってポストカードぐらいのものでもいいと思うんですけども、何かそういう今まですごく、この新宿のみどりに対して厚く保護されてきたことを、やっぱりこちらから感謝の気持ちを伝える何かツールがあるといいなというふうに思いました。

熊谷会長 事務局、いかがですか。

みどり公園課長 今回の例というのは、とても大変貴重な経験ということで、事務局も扱わせていただきます。先ほど鶴田委員からも、何か記念になるようなものということで、そういうご意見を踏まえまして、今回のサトザクラの方にも、そういったことを、ちょっと気持ちを、推進審議会のお気持ちもお伝えしながら、今後についてはそういったところの助成というか、そういう制度も含めてもう一度検討しまして、この推進審議会にお諮りさせていただければと思っております。

よろしく申し上げます。

熊谷会長 副会長、お願いいたします。

輿水副会長 検討するときに、もう一つ、加えていただきたいんですが、この案件は大変残念だったわけですが、保護樹木が将来どんどん大きくなって、塀を越えて、敷地を越えて広がっていったときに、こういうことは起こり得るわけですよ。そのときに、もし仮に重大事故が起こって、その事故が原因であるかもしれないけれども、枯れてしまったときにどうするかということ、対応を考えたほうがいいですよ。

今回の場合は、ちょっと弱っていたので、事故が必ずしも直接の原因ではなかったのかもしれないかもしれませんが、今後、保護樹木が交通事故とかそういう事故で枯れてしまったときにどうするかということですね。それは、保護樹木というのは、やっぱり区のお金も使わずっと管理するわけですから、所有者の方の財産を超えて、やっぱり区の財産、区民共有の財産という意識もあるわけですよ。そうなりますと、それが事故で枯れてしまったということになりますと、その事故を起こしたトラックの運転手に責任をとれというのは大変酷な話ですが、そこまではしないにしても、どうして枯れたんだろう、それこそ椎名さんの出番ですね。診断していただいて、やっぱりこれ事故で枯れたんだぞということになれば、やっぱり何らかの対応、事故を起こした責任者、当該者に、やっぱり責任を感じてもらおうということも、今後、必要になるかもしれない。その辺、ちょっとどうやったらいいかということ、区のほうでちょっと、事務局のほうでちょっと考えていただきたい。多分これからもっともっと起こり得るんじゃないかと思しますので、よろしく申し上げます。

熊谷会長 越野委員、どうぞ。今、手を挙げられたでしょう。

越野委員 いえ、いえ。

熊谷会長 ああ、そうですか。

ほかに何か。御意見で結構ですが、あるいは御質問があれば。

越野委員 じゃ、済みません。

熊谷会長 はい、どうぞ。

越野委員 済みません、今の件と別なんです。

熊谷会長 いや、結構ですよ。どうぞ。

越野委員 先ほど26件ですか、上がった薬王院さんというところなんか、それだけの数、保護樹木があるんだったら、何か見せ方というか、保護樹木、目当てでも何か行けるような、何か仕組みというか、やり方、見せ方みたいなのがあれば、何かより保護樹木が身近に感じられるのかなという思いがありましたので、普通にプレートかけるだけじゃない何か別の見せ方というのはあればいいと思いました。

熊谷会長 事務局、あるんじゃないですか、いろいろ。

みどりの係長 今回を機にということではないんですけれども、もともとみどりの30選ということで、必ずしも公園だけじゃなくて、いろいろ保護樹木もあるんですけれども、皆さんがいろいろ見れる木ということで、昔からある木とか、大きい木、珍しい木。実は、これも大分ちょっとつくってから年数もたっていますので、新しいものということでもちょっと今、直しているところなんですけれども、またこういうようなものとか、いろんなものを使いながら、特にお寺さんであれば中に入ることも基本的にできるかと思しますので、そういった御紹介もお寺さんなんかともちょっと相談しながら、あるいはお寺さんだけじゃなくて、保護樹木も指定したところであり、道路から見えるような、そういうことについては、所有者の方とも相談して、いろんな区民の皆さんに知ってもらえるような、そういったものをつくっていきたくて考えております。

熊谷会長 また、私、発言して申しわけないんですけれども、今回は指定の上がってくる件数が予想以上に多かったのも、興奮しているのも、ちょっと発言させていただきますけれども、この薬王院の26件の申請樹木はえらく立派なんですよね。18メートル、20メートル近いというのは、都の中でも巨木ですよ。ですから、明治神宮とか、あるいはその新宿御苑とか、そういうところで本当に保護されている樹木ではそのぐらいの高さになりますけれども、その一般の町なかでそこまでというのはなかなかなくて、ですから逆に言うと、なぜ今まで保護樹木に指定されていなかったのか大変疑問に思う。これは所有者からの申請によるということがまず大前提ですけれども、今回これだけ一気に出てきたというのは、区の担当の方がいかに、まあ敵の懐に飛び込んだと言うのはいけないんですけれども、そういうようなあれで、本当にその樹木を、保護樹木を探しながら、調査しながら所有者の方に理解を求めるといって、そういうある意味ではゲリラ戦みたいなのが非常に効果を上げたので、これからもできるだ

けこういう作業をしていただいて、民有地だけじゃなくて、公有地のほうもどんどん調査に出かけて行って、そして有無を言わせずお願いをするというような形でやっていただくと、毎回、審議会に四、五十本ずつ上がっていくんじゃないかと。ですから、もうこういう時代になったので、守りの守りとか受けのみどり行政じゃなくて、攻めて、あるいは積極的なみどり行政をしていくんだということで、ぜひ課のほうもふんどしをちょっと締めていただいて、その分、予算要求をします。区長でも財政課でも予算をきちっと要求して、それでやると。そのためには、ある意味で人もふやさないといけないでしょうし、そういうふうに私のほうからも課長にお願いしたいと思います。ぜひ、今回いいバックデータになると思いますよ、これだけきちっと指定できたということは。

どうぞ、小池委員、お願いいたします。

小池委員 よろしいですか。

これはお金もかかるし、御提案なんですけれども、お金も手間もかかると思うんですけれども、例えば今度認定された樹木でも、今お見せになったカラーのプリントがありますね。なかなか木の美しさというのが伝わらないような気がするんです。例えばビデオで撮って、空をバックにしてすごくきれいなものとか、夕焼けをバックにした木とか、そういうのだととっても木の魅力というのが伝わると思うので、例えばそういう本当に魅力的な、これだと割とここに木がありますよという感じなんですけれども、もうちょっときれいな、木の美しさみたいのが伝わるようなビデオみたいので撮って、そういうものを例えば教材とか区内の小学校とかに配って、こんなふうに木を大切にしましょうって、せっかく保護樹木というものがあからというような形で、もっと木の美しさとか、そういうものを伝えるような、もうちょっと目に印象的な木の説明の方法があつたらいいんじゃないかなと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

みどりの係長 委員おっしゃるように、実は我々3月に神田川の歴史とか生き物について10分ぐらいのDVDにまとめたものを制作しましたが、小学生の教材というと大げさなんですけれども、映像を見るだけでも理解も違いますと思います。

ただ、ちょっと我々、今まで、こういうペーパー的なものしかなかったもので、これを機に映像的なもので多くの方に新宿のみどりを知ってもらうための新しい手法ということで、進めていければというふうに考えています。いいアイデア、御意見、ありがとうございます。

熊谷会長 はい、副会長、お願いいたします。

興水副会長 今の小池委員のアイデアというか、お考えからちょっと思いついたんですけども、今写真を撮られる方、趣味の方たくさんいらっしゃって、とても上手な方、いっぱいいらっしゃいますよね、区民の中で。保護樹木の写真コンテストみたいのをやって、区民のね、前、アイデアありましたよね、それね。それでいい写真を出すと、もうそれこそプロ顔負けのすごい写真を撮ってください。そんなものを展示すると、そういう今の気持ちの一部が少しは実現されるなと思いますね。ちょっとやってみる価値がありそうな感じで。

それから、もう一つ、質問なんですけれども、別件で、西早稲田のマンションでしたっけ、これはいつごろできて、いつごろ植えた木でしょうか。そこだけ質問したい。

みどり公園課長 資料が手元にないのですが、アス西早稲田という再開発で植えたものです。平成5年の再開発に際に公園とかも作って、その際に緑化もやりましたので、それから随分大きくなっているかなと思います。

興水副会長 20年たっている。なぜそんな質問をしたかといいますと、最近、大きな高層ビルができますね。結構、大きな木、植えますよね。そうすると、植えた途端に指定樹木の保護樹木の規格を満たしているようなときもあり得るのね。そういうものは本当に保護樹木にいいのかどうか、あるいは大きな木だからもうすぐ指定して、これから大事にしていこうという考えもあるかもしれませんよね。一方で、やっぱり年数たっていないと保護樹木じゃないよねという考えもあるかもしれませんね。その辺も、ちょっと検討していただくテーマかなと思います。

熊谷会長 宿題ばかり……

興水副会長 宿題を出すのが私の仕事だと思いますから、よろしく願いいたします。

熊谷会長 はい、どうぞ、椎名委員。

椎名委員 先ほど薬王院の話がありましたけれども、私も新宿に勤めていたことがありまして、近くに西向天神がありますね。あそこも随分ありましたよね。そんなことをいうと、新宿は寺院とか神社とか、すごくいっぱいあるんじゃないかなと思うんですね。逆に言うと、そこら辺の指定率というか、指定樹木の中心地というか、そういうのがたくさん存在するのかなと。今、副会長がおっしゃったのは、きっと新たにできたマンションが、もう一つの指定樹木の畑というか、そういうことだと思うんですけども、やっぱりそういう事前の調査みたいなものは、薬王院も調査なさったというお話ですので、そういうものは必要なのかもしれないですね。所有者の意思が必要なんですけれども、その候補というか、それ全体としてどのぐらいになって、どうあるべきかみたいな話もあるのかなという気がしますね、将来的な問題と

して。

熊谷会長 はい、どうぞ。

みどり公園課長 やはり寺院とか、そういうのはかなり多いので、そういったところも少し様子を見ながら、ちょっとお答えできるようにしていきたいなと思います。また、今後も後でちょっと御紹介するんですけれども、実態調査なんかもありますので、そういったときにもそういう視点を取り入れながらやっていきたいなと思います。

椎名委員 恐らく寺院とか氏子とか檀家とかの人がいらして、お坊さんや神職さんだけでは解決できない。区役所から、こういう調査をしてもらって、こんな状況だというのがわかれば、区役所の熱意というのが伝われば、それは向こうとしては、そういう保護樹木にしようという機運が出てくると思うんですよね、そういう関係だと思いますね。

熊谷会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、本案件については以上で御質問、御意見が一応終了したことにさせていただきたいと思います。

保護樹木の指定解除については本日の審議の結果、お諮りしたいと思います。

原案について、お認めをいただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、今回の指定及び解除については、当審議会として全てを認めることとさせていただきます。

◎保護樹木の健全度調査の実施状況について

熊谷会長 それでは、議事次第の3でよろしいのでしょうか。3の報告に移らせていただきます。

初めに、報告事項1の保護樹木の健全度調査の実施状況について、事務局から報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、報告事項でございます。

初めに、(1)保護樹木の健全度調査の実施状況について、報告させていただきます。

保護樹木の健全度調査につきましては、当審議会での御議論を踏まえて、昨年11月から実施しております。前回の2月の審議会でも御報告をさせていただきましたが、職員が保護樹木の育成や維持管理の現状を把握させていただいて、所有者の方に維持管理の助言や支援を

行うことにより、区と所有者が協働で保護樹木の良い状態を保っていくために、実施している取り組みです。

詳細につきましては、担当の城倉のほうから説明させていただきます。

事務局担当 それでは、御報告申し上げます。

担当の城倉と申します。よろしくお願いいたします。

昨年度から、千何本かある保護樹木について、存在から位置の確認とか健全度など全て調査しております。前回の審議会では時間がなくて、さっと報告してしまいましたが、きょうは時間がありそうなので、もう少し丁寧に説明をしたいと思います。

1本1本、調査票をつくって、それに基づいて評価をして健全度を図っております。

資料3の中の一つ最後、保護樹木調査票（記載例）。調査票のつくり方っていろいろあるんですけども、新宿区の保護樹木に必要なもので、余り細かくない、要するに一般的に見てわかるようなものということで独自につくりまして、このような票をつくりました。登録番号と場所、それから形状・寸法、生育の状況、管理状況、それから評価、それと簡単な見たときの状況のメモなどを記載しております。この票を1本1本の樹木についてつくっております。

その前のページ、この評価の点なんですけれども、保護樹木の評価基準ということで、このような基準をつくりました。

一番いいものをS、樹形、樹勢、生育状況ともに非常に良好である。これが将来の特別保護樹木になっていくのかなということで、こういうような評価を。今のところ130本中の6本ぐらいしかありません。だから、ここまでいくものはなかなかないのかなということです。

次、A、樹形、樹勢、生育状況ともに良好であるということが基準になります。

それから、Bという評価、樹形は少し乱れているけれども、生育状況が良好である。また、反対に樹形はいいけれども、生育状況がちょっと落ちるというようなものについて、Bという評価をしています。

Cというのは、樹形、樹勢、生育状況が良好ではないけれども、何か対策をとれば回復の余地があるのではないかとこのものをCという評価をします。

それから、Dというのは、いずれも樹形、樹勢、生育状況ともよくなく、非常に衰弱して、枯れてしまう可能性が非常に高い。それから、大きな腐朽等があつて倒木する可能性が高いというものを、Dという評価をさせていく。

Eというのは、もう完全に枯損しているということで、指定解除ということになります。

Cまではいいんですけれども、Dについては指定解除の方向、完全に復旧する見込みがあるならば、また何か例えば支柱などをして復旧の見込みがあれば、Cという評価にし直すなり何なりするんですけれども、そうでなければ指定解除で伐採も検討していくというような評価になります。

新しくこれから指定するものについては、C評価のものについては指定をしないと。要するに、既に指定してあるものでC評価については、何らかの措置で生存させる可能性があるもので、その指定を継続していくということで分けていきます。ですから、基本的にはSかAかBになったものを新しく指定していくということで、調査をしています。

今、進めているのは、この制度が始まった昭和48年、今から42年ぐらい前になるんですが、その当時の年度の樹木から調査を始めています。そのときの樹木が、統計上は649本、これ通し番号を振ってあるのでわかるんですけれども、649本の指定がありました、昭和48年度ということで。その後、指定解除されたものが181本、それを除くと468本、残っているはずなんですけど、40年たつと役所の書類で残ってない、自然に解除されたものとか、現地へ行って見てないものとかとって、その不明なものが139本あります。ですので、今48年当時の樹木で、調査対象樹木になるものが329本ということになります。そのうちのきょう現在で、146本の樹木について調査をいたしました。

資料3の一番上にあるんですけれども、調査結果というところにあるんですけれども、本数的にはこのような状況です。S評価が、今回分、前回の審議会の後から評価したもので、S評価が3本、A評価が22本、B評価が33本、C評価が1本、基本的には、ですから調査したものについては、まあ何とか、40年たってもそこそこの状態であるのがほとんどかなという判断です。

前回評価のときには、C評価というのがかなりあったんですけれども、これについてはおいおい樹木の復旧度調査とかというのを進めていくようなことで検討しております。

これ以外にも、これ以上、本当はもうちょっとやっているんですけれども、まだ今やっている最中のところは載せてないところもあります。古い樹木を調査をしているんですけれども、その時点で例えば薬王院も、そういうことで昭和48年の樹木を調査をしているときに、まだまだ樹木がたくさんあるということで、行ったついでにほかの樹木も調査しました。その結果、29本あるということで、今回、指定させていただくような感じになりました。ただ、そのうちの大半が神社の裏山、相当な崖なんですけれども、一緒に行った横山が少し滑って落っこったりしたこともあるんですけれども、かなり急な斜面のところに生えているものが

大半でして、そういう関係もあって指定しなかったのではないかなというところも少しは考えられます。その辺も含めて、今回しっかり調査をしてきましたので、指定をしていただきたいということでお諮りをしました。

それで、今回調査してC評価にした1本がこれなんですけれども、瑞光寺って原町にあるお寺なんですけれども、これゴヨウマツなんです。新宿区内では非常に珍しいかなと思うんですけれども、一見、見た目にはよく上のほうで茂っていてどうってことないんですけれども、幹が西側方向に傾いています。それで、右側の写真を見ていただくとわかるんですけれども、幹の腐朽が相当進んでいます。上のほぼ幹の上まで、ずっと下から腐朽が入っています。ここにほおづえで、こういうふうにしてあるんですけれども、かなり傾いています。ここに家が、これもお寺さんの関係の家なんですけれども、相当傾いています。所有者のほうでは、これ切りたいというふうにして考えているようです。ここに支柱があるんですけれども、幹が相当腐っているんで、支柱の下で頭が重いんで折れてしまう可能性もあるのではないかなというふうにして考えています。

これも根元のほうもかなり、これ下から少しなんです。これ30センチのドライバーなんですけれども、10センチぐらいしか出てないので、残り20センチぐらい幹の中に入ってしまってしまっています。直径が50センチないぐらいの幹なんで、20センチ入るということは、相当中まで腐朽が進んでいるのではないのかなというふうにして考えています。ですから、きちっとした器具で、もう一度、腐朽の度合いを調べて、場合によっては伐採したほうが良いというような助言もする必要があるのかなというふうにして考えています。今の時点では、精密診断をするということで保留をしてある状況です。たまにこのような木が出てきますけれども、基本的にはいい木が多いです。

それから、これ前回なんですけれども、先ほど椎名委員がおっしゃった西向天神、基本的にはいい木が多いんですけれども、これ1本、シイノキだったと思うんですけれども、もう周りに大きな保護樹木がたくさんあって、もうほとんど枝がついてない。この辺がちょっと生きているだけぐらい。これを前回のときで、D評価にしました。ほぼ回復の見込みがないし、樹形もよくなる見込みがないということで、解除して、子供の遊び場、児童公園みたいな形になっていますし、倒れると危ないということで、これも伐採の方向で検討しています。反対に、今回にはまだ上げていないんですけれども、ちょっと剪定してあって形は余りよくないんですけれども、結構立派なクスノキが2本あります。これを保護樹木にしていったらいいかなというふうにしては考えております。

まだまだ、48年度から始めて、まだそれも全部終わってないんですけども、保護樹木の調査を進めていきたいというふうに思っています。それから、先ほど副会長からのお話だったと思うんですけども、新宿の高層ビル街なんかにも実際に見て回って、かなり保護樹木になりそうな木があります。その辺も今、声をかけてどうかというお話を進めているところです。

そういうことも含めまして、あとは今回、新しく指定する河田町の樹木なんかも、職員が見て、あそこに大きな木があるよというので見に行くと、ああじゃこれは指定したらどうかと言っているところに、たまたま向こうからきたということで、職員が別の用でも現場へ行ったときなんか、大きな木があるとその情報を仕入れてきて、私どもが見に行くと、値するかどうかというようなことも含めて、いろいろ検討しているところです。

先ほどの高層ビルもそうなんですけれども、まだまだ新宿区内、保護樹木の対象になるような樹木がたくさんあるかなというふうにして思っています。それも今後、調査をかけていきたいなというふうに考えております。

あと、椎名委員が先ほどおっしゃった寺院の話ですけども、今まで調査した中でもそうですけども、保護樹木の大半が寺院、それから神社の木です、はっきり言って。数でいうと8割方、神社の木です。個人で1本、2本、持ってられる方というのは、やっぱり1割あるかないかじゃないのかなと。あとは大きな敷地、大学ですとか病院ですとか、今調査しているのは早稲田大学ですけども、そこだけでも100本ぐらい木があります。100本あっても、指定してある木でも見つからない木もあったり、新しくかけられそうな木も今のところ30本ぐらい、今半分ぐらい調査した時点でそういうものもありますので、次回の審議会でもた三、四十本かけられるんじゃないかというふうにして考えているところですけれども、そういうものも含めまして、今後も保護樹木、どんどん、いいもの、要するにちゃんと値するものを選別しながら、どんどんかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

日南田委員、御質問、お願いします。

日南田委員 日南田です。今、寺院に、お寺さんとか神社とかの樹木が、保護樹木になっているのが多いとおっしゃいましたけれども、ちょっとお聞きしたいんですけども、昔、北新宿三丁目なんですけど、昔、柏木、地名が柏木でしたよね。1000年も前に、そこに開かれたと

いう円照寺というお寺さんがあるんですけども、その中にすごい桜の木があるんですね。柏木右衛門という人が植えたので、それが「右衛門桜」という名前と呼ばれてて、柏木の地名にもなったという、あれになっているんですけども、その桜がこの指定の中に入っているのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいなど。

事務局担当 ちょっと調べてみないとわからないんですけども、住所か何か、近くに何かある……

日南田委員 近くには、あそこにこの保護樹木があるマンションがあるんですけども、日本学友会という日本語学校……。

事務局担当 はい、わかります。

日南田委員 あその前です。

事務局担当 あの前のお寺さんですか。

日南田委員 そうです、そうです。

事務局担当 あそこに保護樹木、たしか何本かあったはずなんですけれども、その桜があるかどうか。ちょっと今、資料を持ってきますので、ちょっとお待ちいただければと思います。

日南田委員 そうですか。すごい古い桜なんです。

事務局担当 ああ、そうですか。

日南田委員 あのお寺さんが開かれてから1000年ぐらいたつということなので。

事務局担当 ああ、そうですか。はい、わかりました。ちょっとお時間いただきたいと思えます。

熊谷会長 保護樹木は、例えばの話ですけども、国の指定の樹木になっていたり、あるいはそういう既にほかのところでちゃんとした指定を受けているものには、区としてはかぶせられない。

事務局担当 そんなことはないと思います。ただ、そういうふうな指定された樹木があるという話は聞いていません。

熊谷会長 天然記念物になっているのは……

事務局担当 区の天然記念物になっているのは、3本ありますけれども、そのうちの2本、幸國寺のイチヨウは区の特別保護樹木になっています。もう一つ、今問題になっています国立競技場の横の明治公園にあるシイノキは、あれはかかってません。区の天然記念物ですけども、区の保護樹木には指定してないです。

熊谷会長 ほかに都とか国とかの指定は。

事務局担当 指定になっているものはないと思います。文化庁か都の教育委員会あたりが指定している可能性はありますが……

熊谷会長 文化庁とか教育委員会とかね。今、御質問のあった樹木は、かかっている可能性も高いし、かかっていなかったら保護樹木に指定できるね。

事務局担当 かかっている、別に保護樹木に指定してもいいと思うんですけども、まだそういう例はないですね。

日南田委員 お寺さんがどう思っているかは全然わからないんですよ、聞いたことないので……

事務局担当 円照寺には、たしかに何本か保護樹木があるはずなんで……

日南田委員 そうなんですよ。

事務局担当 ええ、保護樹木があるはずなんで、それが何だかちょっと今、今調べます。

日南田委員 ああ、ありますか。

事務局担当 保護樹木あるけれども、その桜かどうかはちょっとわかりません。

日南田委員 ああ、そうですか、そうですか。

黒森委員 ちょっとよろしいですか。

熊谷会長 はい、どうぞ。

黒森委員 昭和48年に、この指定が始まったということなんですけれども、もう40年ぐらいたっているわけですね。もしかして、その当時の指定された木がなくて、補助金だけ払っているような例というのはあるんじゃないんですか。どれくらい把握しているわけですか。結局、その木がもうないという……

事務局担当 その可能性はあります。

黒森委員 あるんですか、やっぱり。

事務局担当 ええ、ですからそのことも含めて調査をし直しています。

黒森委員 ああ、そういうことですか。

事務局担当 今やっている早稲田大学なんて不明の木はたくさんあるんですけども、限度額はとっくに超えていますので、大体20本あればもう限度額は超えてしまいますので、それ以上に十分間違いなくあるので、何本かなくても問題はないと言ったらおかしいですけども、金銭的な問題はないと思います。今まで調査した中で、なくて補助金だけ払っている例は今のところはないです。今まで調べた中ではないですけども、これから出てきそうな気はちょっとします。

熊谷会長 物すごく意義のある調査をしていただいて、かつ結構地味で大変で御苦労されていると思うんですけども、この結果をこの審議会で生かさない方法はないので、今お聞きした結果を見ると、たまたまこのスライドで出ている左のスダジイは、もうどう考えても専門家が区で見た感じでCレベルだし、保護樹木、解除するべきだということであれば、事務局提案で解除というのを出していただいて、あるいは樹木医とか、専門の樹木医が診断して、区として指定解除するという、そういう解除の仕方も、これから審議事項でも入っていいかなと思っているんです。つまり、わざわざ所有者が解除というふうに出してくると、所有者の方は必ずしも解除したくて、じゃなくてやむを得ず出してこられる方が大半なので、そうじゃなくて区のほうから、せっかく指定して維持していただいているけれども、これは専門家が見ても解除すべきだというふうに判断になりましたので、申しわけないけれども、解除させていただくというような形のそういう、いつまでたっても指定、所有者から申請ない限り、あるいは申し出ない限りできないというようなあれだと何かあれなんで、所有者には区のほうからそういうふうに説明して、すぐに同意をとって出してもらおう。そういう道筋をきちっとつけておいていただくと整理もできるし、多分中にはそんなにこの木は弱っていないと思っている方もおられるかもしれないし、だから区だけの判断ではできないけれども、でもどう考えても弱っているとか、これは左なんか完全に被圧されててね、右のほうはあれでしょう、逆に有望株なんでしょう、あれ。

事務局担当 そうなんです。これからかける。ちょっと形は余りよくないんですけども。

熊谷会長 有望株で所有者にお願いできるけれども、ちょっと悪いやつも所有者にちゃんと説明して整理すると。結局はこれが弱ってきて倒れたり、腐朽して斜めになったりすれば、所有者が迷惑して、その処分する費用も所有者負担になりますから、区でそういうので指導的立場で解除をお願いした場合には、その処理、伐採等についてもある程度考えると。

事務局担当 わかりました。

椎名委員 ちょっとD判断、D以上の判断、そういうのはしようがないと思うんですけども、この西向天神についていえば、これは^{きんてい}剪定業者が悪いんじゃないですか。これ^{きんてい}剪定の仕方が悪いですよ。要するに、植木屋さんが悪いですね、非常に。これ意向なのかどうか知りませんが、通常、スダジイ、下の土壌の関係が何かあるのかもしれませんが、それはわからないですけども、^{きんてい}剪定も悪いですね。通常、スダジイはケヤキの被圧ではやられませんから、こういう状態にはならない。土壌さえちゃんとしていけば。下が児童遊園というお話なので、ちょっと転圧や何かがかかっている、そういう関係もあるのかもしれませんが

けれども、枯れたからああいうふうに剪定したのか、そのクスノキを見ても、ちょっと剪定のし過ぎだと。そういう何か条件があるのかもしれませんがね。神社の社があって、そこにかぶってしまって困るとか、何かあるのかもしれませんがね、何かやっぱり。だから、Dの条件のときに、その条件が何で持たされたのかというのを、人為的に持たされたのか、それともそこでは無理なのかというのを、ちょっと判断なさったほうがいいですね。

熊谷会長 ほかにございますか。

副会長、お願いします。

興水副会長 先ほどの日南田委員のご発言、例えば左のスタジイが該当するという意味じゃないんですけれども、確かにもうだめですよ。しかし、あれはいわく因縁があって、あの木は非常に歴史があって、何かいわれがあるということであるとすると、やっぱり保護樹木で維持するという意味もあるんですよ。何も枯れそうだからすぐ解除しました、切り捨てますというんじゃないくて、保護樹木は大きいだけじゃなくて、何かやっぱり歴史、文化とかかわりがあるというのも、もしかしたらあるかもしれませんね。ただ、それがやっぱり枯れるまで頑張って、柵でも囲ってもいいから頑張らせるという考え方もあるかもしれないですね。これも、だからちょっと検討事項として、そういう歴史的な価値のあるものについてはどうするかというのも、一つの検討事項になるんじゃないでしょうか。

みどり公園課長 先ほどのお寺の桜なんですけれども、今2本、樹木指定してありまして……

日南田委員 ああ、そうですか。

みどり公園課長 ちょっと後で樹形を見て、写真を見ていただいて、詳しいところをお聞かせ願えればと思います。

日南田委員 近くだから時々、行って見ているんですけれども、桜の時期にね。

みどり公園課長 あと、先ほどご提案がありました歴史、文化、それとあと樹木、保護樹木ということは、とても密な関係だと思しますので、事務局としてもその部分を考慮しながら検討させていただきたいと思います。

熊谷会長 はい、どうぞ。お願いします。

鶴田委員 もしあれだったら議事録外でも結構なんで、ちょっと気になっている部分、さっきおっしゃった新国立競技場の付近とかで、今、保護樹木でひっきりそうなものとかというのはないのでしょうか。

事務局担当 あそこで保護樹木に指定されたものはありません。あそこは、もともといわゆる公共なので、公共樹木は最近その指定が始まったばかりで、昔は指定が一切なかったんで

すね。都立公園だとか、都の施設、国の施設については、保護樹木に指定されたものは今までありませんでした。確かに大きな木はあったんですけども、ちょっと切られてしまったようなところがあります。

熊谷会長 この保護樹木の指定基準を見ると、高さとか樹林とか面積とか、大きさのあれがあるけれども、4にその他、前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるものとなっているから、ここで救えるわけだ、文化的価値とか。だから、これ直さなくても大丈夫だから。できるだけ、そういうのも入れていかれたほうが。でも、本当にいい調査をしていただいたので、審議会の議論が大変具体的で、かつ生産的な議論ができるので、本当にありがとうございます。

ほかに何か、この樹木調査について何か御質問、あるいは御意見ございますか。

特にないようでございますので、元気よく続けていただくということで、よろしく願いいたします。

◎新宿中央公園芝生広場の改良について

熊谷会長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項2、新宿中央公園芝生広場の改良について、報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、報告事項2、新宿中央公園芝生広場の改良について報告させていただきます。

新宿中央公園芝生広場の改良につきましては、ことし2月4日の平成26年度第2回審議会におきまして、御審議、御承認をいただいた案件でございます。

今回は、その後の実施状況について報告をさせていただきます。

それでは、公園管理係、森のほうから説明をさせていただきます。

事務局担当 公園管理係の森と申します。新宿中央公園芝生広場の改良について、報告の説明をさせていただきます。

お手元資料4、ごらんください。

平成27年2月4日のときに審議していただいたこの件について、資料をもとにパワーポイントで御説明させていただきます。

まず1番目に、改良の概要についてです。前回、御説明したとおり、新宿中央公園内にございます芝生広場において、広場部分を明るく開放的な空間とするために改良を行いました。前回もお出ししたイメージ図のとおり改良を行いました。

芝生広場内、高木、全部で117本ありましたうち、48本を伐採いたしました。イメージ図の中の赤枠で囲われたA区域とB区域のうち、A区域、大きいほうを先に行いまして、ことし、平成27年の2月から3月にかけて赤い部分17本を伐採いたしました。続けて、こちらの小さいほう、B区域においても、同じように伐採を行いまして、平成27年5月から6月にかけて31本、赤い部分を伐採いたしました。伐採した後の木について、再利用について検討するようという御意見が出ておりましたので、そのうちケヤキの一部については今も新宿中央公園の中に置いてありまして、今はまだ保存中ですが、今後、ベンチ等に加工して使っていく予定となっております。その他ものにつきましても、そのまま捨てるということではなくて、ウッドチップに加工して再利用してもらうように、加工の業者に搬入いたしました。

改良後の状況、写真でお示しいたします。現在、芝生広場の部分、かなり明るく見えるようになっておりまして、草本類の生育状況が改善しております。この写真、A区域のここがちょっと見えにくいですが、平和の鐘があつて、それを西側から見たところなんです、以前はこのあたりかなり暗くて、ここの部分がほぼ茶色く地面が露出しておりました。これは最近の状況を写真に撮ってきたんですけれども、大分みどりが満遍なく広がりまして、草がかなり生えてきた状況が確認されました。

次に、小さいほう、B区域ですけれども、これは先ほどのA区域側からB区域を見たような方向なんですけれども、これが切る前の状況です。白いこういう点がついているところは、切る木という、「この木、切ります」との表示をしていたんですが、このあたりちょっとわかりにくいんですけれども、もともと裸地化していたんですけれども、切った後、かなり明るくすっきりしまして、みどりもこの辺まで満遍なく広がって、色も濃く、かなりふえて草が生えている状況が確認されました。

今後の状況についてなんですけれども、今のところはまだ草が生えてきている途中ですので、状況を経過観察しております。このような状態になって、利用がどう変化していくのかとか、広場内の植栽の維持管理方法をどうしていくかということ、状況を見ながら検討していきます。また、イベント利用の検討も進めておりますので、そういう形で広くいろいろな公園利用者に使っていただける場所として活用できるよう、何かうまく方法を考えていく予定です。

こちらの写真は、ことしの4月で、花見の時期ですので、毎年、多くの利用者はあるんですけれども、こういうふうに人がたくさん憩える場所というのを、我々としてイメージしております。

済みません、簡単でございますが、説明は以上となります。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの新宿中央公園の芝生広場の改良について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問がないようでございますので、ただいまの御報告については、報告をお認めいただいたということにさせていただきます。

◎連絡事項

熊谷会長 次に、議事次第4の連絡事項に移らさせていただきたいと思いますが、事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、連絡事項です。

区では、みどりの条例に基づき、5年ごとにみどりの実態調査を実施しています。先ほども御紹介させていただきましたが、今年度は前回の平成22年度の調査から5年目に当たります。ということで、今回、第8次ということになりますが、調査を実施していきます。現在、7月末に委託により航空写真を撮影する方法で今実施しています。今後はその写真等、調査結果をもとに、今年度中に調査結果を報告させていただきたいと思っています。

また、区では今現在、みどりの基本計画をつくっておりますが、これが平成29年度までの計画です。平成30年度から新たな総合計画を策定する区の総合計画なんですけれども、それを策定する方向ですが、それを踏まえましてみどりの基本計画につきましても改訂を予定しています。先ほどのみどりの実態調査の結果などを踏まえて、また見直しをさせていただきたいと思っており、審議会におきましても随時、御審議をお願いする予定です。

連絡事項は以上ですが、最後になりましたが、みどりの推進審議会、今回、第12期の委員につきましては、今月末の7月31日をもって任期満了ということで、大変、委員の皆様方にはいろいろ御指導、御審議いただきましてありがとうございました。平成25年8月1日から2年間にわたって、貴重な意見いただきましたけれども、今回もいろいろ保護樹木につきましては、危険な状態になる前に区が対策を講じるということの意見とか、保護樹木の指定解除についてはいろんな状況を見て事務局の提案があってはどうかとか、さらに保護樹木の経過観察をしっかりとするという御意見をいただきましたので、こういった意見を踏まえ

まして次回もやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

連絡事項は以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

◎閉会

熊谷会長 それでは、時間となりましたので、平成27年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を閉会とさせていただきます。

また、12期の委員として、審議委員の皆様、本当にありがとうございました。

午後3時53分閉会